

特定非営利活動法人ほっとプラス代表理事

藤田孝典

<NPO法人 ほっとプラスの取り組みと活動理念>

○学生時代に魅力的で人間性にあふれるおっちゃんたちとの出会い

→失業してホームレス、家賃滞納でホームレス、DVで逃げてきている女性など

→貧困が構造的につくられているにも関わらず「自己責任」といわれる状況

○生活困窮者支援の現場に不足するソーシャルワーカーと社会資源

→炊き出しの支援、衣料品提供の支援など

→貧困を根本解決する手法の必要性を実感～ソーシャルワークへの気づき～

○社会福祉の原点である「貧困」、セツルメントからの見直し

→石井十次、留岡幸助など社会事業家がつくってきた社会事業が機能不全

→新しい社会福祉ニーズに応えられる柔軟な支援システムの構築の必要性

○どんな人でも排除しない地域福祉実践・まちづくりの追求

→支援付きシェアハウス、支援付きアパート、シェルターなどの運営

→岡村重夫『地域福祉論』「民間の自発的な社会福祉活動」「開発的機能」「保護機能」の場

→誰でも利用可能で柔軟な入居スタイル

<ほっとプラスの現場・貧困支援の現場>

○10歳代から80歳代まで老若男女が相談に来られる場所

→生活困窮者の増加、生活保護申請件数の増加、ワーキングプア、高齢社会

→様々な社会保障、社会福祉制度の不備が見受けられる場所

→健康保険、年金、失業保険、生活保護、労災、それぞれが機能しない

→ミクロレベル（個別援助レベル）からマクロレベル（社会政策への提言など）の連動

○ほっとプラスの日常は多様なケア、ジェネラル・ソーシャルワークの実践

→「困っている」が何かを解明し介入する支援

→生活保護申請同行、雇用保険の手続き、アパート探し、多重債務処理の補助、療育手帳の取得、介護保険申請、年金手続き補助、成年後見制度の申し立て補助、病院同行、刑事弁護人との協働、その他あらゆる日常生活支援など

○日々訪れる様々な障害や病気、生活課題を有するクライアントの姿

→地域ぐるみで支援体制を構築する必要性～ソーシャルサポートネットワークの構築～

→弁護士、税理士、医師、司法書士、精神保健福祉士、福祉事務所、民生委員など

- 既存の枠組みにあてはめるだけでは解決できないニーズを抱えた人々
- 柔軟で工夫が求められるため、既存の枠組みにあてはめる福祉では対応できない
- 縦割り行政・縦割り福祉の弊害、福祉行政のみの支援では限界がある

- 社会的孤立と闘うサロン～いこいの会～の可能性、私たちは社会に居場所を創れるのか
- 社会的居場所の可能性
- 「死にたい」から「生きていていいと思える」への変化の場

<社会福祉から「漏れ」続ける対象者とケア不在の福祉現場>

- 福祉事務所と生活保護制度の現状
- 「水際作戦」という福祉事務所による死刑宣告の蔓延化
- 扶養照会への恐怖
- 専門性不在の福祉事務所職員、社会福祉主事と社会福祉士
- 相談者とラポールを築いて共有する時間や支援関係を持ってない

- 就労支援に特化して偏重するケースワーク～稼働年齢層の貧困を個別化できない現場～
- 稼働年齢層に対する真の就労支援の不足
- 就労支援は生活支援であり、生活アセスメントが欠かせない
- うつ病の人に「怠けていないで働け」と無理強いするケースワーカー

- 公的扶助が弱まると搾取される相談者
- 社会事業の不在と営利化する社会福祉事業、搾取する「無料低額宿泊所」、「ネットカフェ」、「脱法ハウス」など

- 福祉行政や社会に対して福祉を要する視点や価値を提示する必要性
- クライアントに対する権利擁護、生活保護など権利性の代弁
- 困っている人の状況の解説者、通訳者

<貧困問題に対する社会福祉学・ソーシャルワークの可能性>

- 貧困に対してソーシャルワークは何をするのか
- 「人権」と「社会正義」の追求
- 「理念」だけ掲げていないで、実践を行うこと、選別主義的な社会福祉にしないこと

- 社会資源をコーディネートする、社会資源を生み出す・創造する
- 既存の社会資源では対応できないのであれば「創る」
- 法律を柔軟に活用し「守る」

- ソーシャルアクションと政策提言の重要性

- ソーシャルアクションとは何か
- 社会変革と政策提言なき福祉実践はしないほうがよい

○他機関連携による社会運動の構築

- 生活保護問題対策全国会議、反貧困ネットワーク、ブラック企業対策連絡会など
- ソーシャルサポートネットワークの具体化、支援者同士の支え合い活動
- 困っている全ての人に対する支援体制の創造

○地域福祉を動かしていく、巻き込んでいく醍醐味～市民が提言する力～

- 福祉事務所職員の専門職化
- 年末の住居喪失者に対するシェルター事業
- 孤独死対策
- さいたまスーパーアリーナ被災者支援

○新しい生活困窮者支援～日本型の社会的包摂は可能か～

- 新しい支援モデルの試行錯誤の時代
- 厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者の生活支援に関する在り方特別部会」への参加
- 生活保護制度改正案、生活困窮者自立支援法の議論

<著書・共著>

- 藤田孝典(2013年)『ひとりも殺させない～それでも生活保護を否定しますか～』堀之内出版 など

NPO 法人ほっとプラス事務所

さいたま市見沼区風渡野359-3

TEL 048-687-0920